E
1　事務局は、次のことを行う。
　機関の作業計画案及び予算案を作成し、理事会に提出すること。
2　機関の作業計画及びその決定を実施すること。
3　機関の活動に関する年次報告案及び総会又は理事会が要請する他の報告を作成し、理事会に提出すること。
4　総会、理事会及びこれらの補助組織に対し、運営上及び技術上の支援を提供すること。
5　機関及びその加盟国の相互間の連絡を促進すること。
6　第四条C2の規定に従い機関の加盟国に対して政策上の助言が行われた後これを配布し、並びに総会及び理事会の各会期のための政策上の助言に関する報告を作成し、総会及び理事会に提出すること。理事会に対する報告には、年間の作業計画を実施するに当たって計画される政策上の助言を含める。

F
　事務局長及び他の職員は、その任務の遂行に当たり、いかなる政府からも又は機関外のいかなるところからも指示を求め、又は受けてはならない。これらの者は、総会及び理事会に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場に影響を及ぼすおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。加盟国は、事務局長及び他の職員の責任の専ら国際的な性質を尊重するものとし、これらの者がその責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしてはならない。

第十二条　予算

A
　機関の予算は、第九条Gに規定するコンセンサス方式により総会が採択する財政規則に従い、次の1から3までのものを財源とする。財政規則及び予算については、機関の堅実な財政的基礎を確保し、及び作業計画に規定する機関の活動の効果的かつ効率的な実施を確保する。中核的な活動及び運営費用については、義務的な分担金によって支弁する。
1　国際連合の分担率に基づき総会が決定する加盟国の義務的な分担金
2　任意の拠出金
3　1及び2以外の財源

B
　機関の予算案は、事務局が作成し、審議のために理事会に提出する。理事会は、承認のため勧告を付して当該予算案を総会に提出し、又は再検討及び再提出のため当該予算案を事務局に返却する。

C
　総会は、外部の会計検査専門家を指名するものとし、当該会計検査専門家は、四年間在任し、再選される資格を有する。最初の会計検査専門家は、二年間在任する。会計検査専門家は、機関の会計を検査し、並びに運営の効率性及び内部の財務管理に関して必要と認める意見を述べ、及び勧告を行う。

第十三条　法人格、特権及び免除

A
　機関は、国際法上の法人格を有する。機関は、加盟国の領域内で及びその国内法令に従うことを条件として、その任務の遂行及び目的の達成のために必要な国内における法律上の能力を享有する。

B
　加盟国は、特権及び免除に関する別個の取極について決定する。

第十四条　他の組織との関係

　理事会は、総会の承認を条件として、機関に代わって、国際連合及び他の組織であってその業務が機関の業務と関連するものと適当な連携関係を設定する協定を締結する権限を与えられる。この憲章は、既存の国際条約に基づく加盟国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十五条　改正、脱退及び再検討

A
　この憲章の改正は、いずれの加盟国も提案することができる。事務局長は、改正案の本文の認証謄本を作成し、かつ、総会によるその検討の少なくとも九十日前までに、これをすべての加盟国に送付する。

B
　改正は、次の1及び2に規定する場合において、すべての加盟国について効力を生ずる。
1　総会が、改正案につき理事会が提出する意見を検討した後に承認した場合
2　すべての加盟国が、自国の憲法上の手続に従い、改正に拘束されることについて同意した場合。加盟国は、第二十条Aに規定する寄託者に文書を寄託することにより、その同意を表明する。

C
　加盟国は、この憲章が第十九条Dの規定に従って効力を生じた日から五年を経過した後はいつでも、第二十条Aに規定する寄託者にあてた書面による脱退の通告により、機関から脱退することができるものとし、寄託者は、直ちにその旨を理事会及びすべての加盟国に通報する。

D
　脱退は、その表明が行われた年の終了時に効力を生ずる。加盟国の機関からの脱退は、第五条Bの規定に従って発生した当該加盟国の契約上の義務又は脱退する年についての当該加盟国の財政上の義務に影響を及ぼすものではない。

第十六条　紛争の解決

A
　加盟国は、国際連合憲章第二条3の規定に従いこの憲章の解釈又は適用に関する加盟国間の紛争を平和的手段によって解決するものとし、このため、国際連合憲章第三十三条1に規定する手段によって解決を求める。

B
　理事会は、理事会が適当と認める手段（あっせんを提供すること、紛争当事国である加盟国に対して当該加盟国が選択する解決のための手続を開始するよう要請すること及び合意される手続に従って解決するための期限を勧告することを含む。）によって紛争の解決に貢献することができる。

第十七条　権利の一時的な停止

A
　機関の加盟国であって機関に対する分担金の支払を延滞しているものは、その未払の額が当該年度に先立つ二年間に当該加盟国から支払われるべきであった分担金の額に達し、又はこれを超える場合には、投票権を失う。ただし、総会は、支払の延滞が当該加盟国にとってやむを得ない事情によると確信する場合には、当該加盟国が投票を行うことを許可することができる。

B
　この憲章又はこの憲章に従って自国が締結したいずれかの協定に継続して違反した加盟国については、理事会の勧告に基づき、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で行動する総会が、加盟国としての特権及び権利の行使を停止することができる。

第十八条　機関の所在地

　機関の所在地は、総会の第一回会期において決定される。

第十九条　署名、批准、効力発生及び加入

A
　この憲章は、設立会合において、国際連合の加盟国であるすべての国及び第六条Aに規定する地域的な経済統合のための政府間機関による署名のために開放しておく。この憲章は、効力発生の日まで署名のために開放しておく。

B
　この憲章は、この憲章に署名していない国及び第六条Aに規定する地域的な経済統合のための政府間機関については、同条B2の規定に従い総会が加盟を承認した後の加入のために開放しておく。

C
　この憲章に拘束されることについての同意は、批准書又は加入書を寄託者に寄託することによって表明する。この憲章の批准又はこの憲章への加入は、各国がその憲法上の手続に従って行う。

D
　この憲章は、二十五番目の批准書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

E
　この憲章は、この憲章の効力発生の後に批准書又は加入書を寄託した国又は地域的な経済統合のための政府間機関については、これらの文書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

F
　この憲章には、いかなる規定についても留保を付することができない。

第二十条　寄託、登録及び正文

A
　ドイツ連邦共和国政府は、この憲章及び批准書又は加入書の寄託者として指定される。

B
　この憲章は、寄託政府が国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

C
　英語により作成されたこの憲章は、寄託政府に寄託される。

D
　この憲章の正当に認証された謄本は、寄託政府により、この憲章に署名し、又は第六条B2の規定に従い加盟が承認された国の政府及び地域的な経済統合のための政府間機関の執行機関に送付される。

E
　寄託政府は、この憲章のすべての署名国に対し、各批准書の寄託の日及びこの憲章の効力発生の日を速やかに通報する。

F
　寄託政府は、すべての署名国及び加盟国に対し、いずれかの国又は地域的な経済統合のための政府間機関がその後機関の加盟国となる日を速やかに通報する。

G
　寄託政府は、第六条B2の規定に従って行われる検討のため、機関のすべての加盟国に対し、新たな加盟の申請を速やかに送付する。

　以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの憲章に署名した。

　二千九年一月二十六日にボンで、英語により原本一通を作成した。

　設立会合による宣言（国際再生可能エネルギー機関憲章の正文に関するもの）

　国際再生可能エネルギー機関の設立会合に招請された国の代表は、二千九年一月二十六日にボンにおいて会合して、この憲章の不可分の一部を成す次の宣言を採択した。

　二千九年一月二十六日に署名された国際再生可能エネルギー機関憲章（この宣言を含む。）は、各署名国の要請に応じ、英語以外の国際連合の公用語及び寄託者の言語によっても確定される（注1）（注2）。

注1　設立会合は、フランスが、フランス語によるこの憲章の確定を希望して、寄託政府に対し、この憲章のフランス文を送付したことに留意する。

注2　この宣言は、マドリッドにおいて開催された最終準備会合の常用語に関する合意に抵触するものではない。

外務大臣　岡田　克也
農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁
内閣総理大臣　菅　直人